「少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）」を「少数株主利益（又は少数株主損失）」に改める。

様式第四号中

四半期純利益（又は四半期純損失）	×××
「四半期純利益（又は四半期純損失）	×××
××	×××
非支配株主に帰属する四半期純利益（又は非支配株主に帰属する四半期純損失）	×××
×× を ××	に
親会社株主に帰属する四半期純利益（又は親会社株主に帰属する四半期純損失）	×××
××」	×」

を改める。

様式第四号の二中

「少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）」を「その他の包括利益	×××
×××	×××
」を「その他の包括利益	」

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。

様式第五号中

「少数株主への配当金の支払額	△×××
「非支配株主への配当金の支払額	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××
××」を「××」	に
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××
××」	×」

を改める。

様式第六号中

「少数株主への配当金の支払額	△×××
「非支配株主への配当金の支払額	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××
××」を「××」	に
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××」

を改める。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第七条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の十七第一項第十号」を「第八条の十七第一項第十一号」に、「第十五条の十二第一項第十一号」を「第十五条の十二第一項第十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「財務諸表等規則」という。）様式第七号の改正規定に係る部分を除く。）を適用することができる。

2　前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の財務諸表等規則の規定を適用して作成するものとする。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条及び附則第五条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項まで（新連結財務諸表規則第一条第一項に規定する指定法人についてこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において同じ。）を記載する場合には、当該当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第十二号、第四十二条、第四十三条の四、第六十五条、第六十九条の四、第六十九条の七、第七十一条第一項、第七十二条第四項、第七十六条及び第八十八条第二項の改正規定並びに様式第四号から様式第八号までの改正規定に係る部分を除き、第二条の規定による改正前の連結財務諸表規則（次項において「旧連結財務諸表規則」という。）の規定を適用するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第十三条、第十五条の十二及び第十五条の十四の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することができる。この場合において、新連結財務諸表規則第十五条の十四第一項第四号中「非支配株主」とあるのは「少数株主」とし、当該連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいう。）については、旧連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定については、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度において行われる企業結合（新連結財務諸表規則第二条第二十三号に規定する企業結合をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日以後に開始する連結会計年度の開始の日の前日までに行われる企業結合については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する連結会計年度の開始の日から平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度の開始の日の前日までに企業結合が行われる場合には、新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定を当該企業結合について適用することができる。